

# 防犯カメラガイドブック

## 条例の概要と補助金申請の手引



### 目次

I 鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の概要	P 1
1 条例の対象となる防犯カメラ	P 1
2 防犯カメラ設置者の義務と責任	P 2
3 防犯カメラの設置手順	P 4
II 防犯カメラ設置費補助金	P 5
1 補助金の概要	P 5
2 申請から交付までの流れ	P 7
3 補助金 Q&A	P 8
4 申請書類等(記入例・作成例)	P10
III 資料編	P29

令和4年4月

鈴 鹿 市





# 鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の概要

防犯カメラを設置するには条例を守る必要があります

防犯カメラは、犯罪の抑止力として、また、事件の解決につながる情報、証拠として効果があります。しかし、その効果が広く認知される一方、個人のプライバシーが侵害されていると感じる人もいます。防犯カメラの設置・運用にあたっては、撮影される人への十分な配慮が必要です。

鈴鹿市では、防犯カメラの有効性とプライバシー保護との調和を図り、市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために、「[鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例](#)」(以下「条例」という。)を制定し、平成29年4月に施行しました。自治会や地域づくり協議会、商店街振興組合などで防犯カメラを設置しようとするときは、条例を遵守し、適切な設置と運用に努める必要があります。



## 1 条例の対象となる防犯カメラ

次の要件をすべて満たす防犯カメラが条例の対象です。

### 犯罪の予防を目的とする防犯カメラ

犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置される防犯カメラが対象です。

### 公共の場所に向けて設置する防犯カメラ

公共の場所とは、不特定多数の者が自由に利用し、通行する道路、公園、広場、ごみ集積所等をいいます。

### 録画装置を備える防犯カメラ

録画装置とは、HDD(外付けハードディスク)やSDカード等に画像を保存する機能です。



## 2 防犯カメラ設置者の義務と責任

どんな義務があり、何が必要なのか  
**必ず確認してください。**



### 1 基本原則(条例第3条)

市民等\*には、承諾なしに自分の顔や姿をみだりに撮影されない自由があります。防犯カメラの設置と運用、画像データの取扱いに関しては、そのことを十分考慮して、適切に行わなければなりません。



\* 市民等とは、市内に居住する者、滞在する者、市内を通過する者をいいます。

### 2 設置運用基準の届出(条例第4条)

市、自治会等の地域的な市民活動を行う団体、商店街振興組合等が、公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするときは、画像データの取扱いに関する事項等を定めた「防犯カメラの設置及び運用に関する基準」(以下「設置運用基準」という。)を定め、市長に届け出なければなりません。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とします。



詳細は 15 ページ以降を参照してください。

### 3 管理責任者の設置等(条例第5条)

- ① 公共の場所に向けて防犯カメラを設置する者(以下「設置者」という。)は、防犯カメラの管理、運用を適切に行うため、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置かなければなりません。
- ② 管理責任者は、防犯カメラの操作を行うべき者(以下「取扱者」という。)を指定しなければなりません。
- ③ 管理責任者・取扱者以外の者は、防犯カメラの操作を行うことができません。

### 4 防犯カメラを設置していること等の表示(条例第6条)

設置者は、防犯カメラで撮影する区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること、及び設置者の名称を表示しなければなりません。

**防犯カメラ作動中**

設置者 ○○町自治会

### 5 設置者等の義務(条例第7条)

- ① 設置者、管理責任者、取扱者(以下「設置者等」という。)は、基本原則に則り、防犯カメラの適正な設置と運用を行わなければなりません。
- ② 設置者等は、設置運用基準を遵守しなければなりません。
- ③ 設置者等は、画像データから知ることができた市民等の情報を他に漏らし、又は不当な目的のため使用してはなりません。設置者等でなくなった後も、同様とします。



## 6 画像データの適正な取扱い(条例第8条)

### (1) 画像データの目的外利用・第三者への提供の制限(第1項)

設置者等は、画像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはなりません。ただし、次の場合を除きます。

- ① 画像データから識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意がある場合
- ② 法令又は条例に基づく場合
- ③ 市民等の生命、身体、財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

目的外に  
利用しては  
なりません



### (2) 画像データの適正な管理に関する遵守事項(第2項)

設置者等は、画像データの漏えい、滅失、毀損、流失、改ざんの防止、画像データの適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ① 画像データを複製し、印刷し、加工しないこと。  
(正当な理由があるときは、この限りではありません。)
- ② インターネットに接続して運用している場合は、安全対策を万全にすること。
- ③ 画像データを記録した媒体(メモリーカード等)は、設置者等があらかじめ定める防護された場所(施錠のできる保管庫等)で厳重に管理し、(1)の場合を除き、外部に持ち出さないこと。
- ④ 規則で定める保存期間(30日以内)を経過した画像データは、消去、記録媒体の破砕、その他の方法で、復元できないよう適切に処理すること。

## 7 画像データの開示(条例第9条)

設置者と管理責任者は、本人から自己の画像データの開示を求められたときは、本人に対し、必要と認められる範囲内で画像データを開示するよう努めなければなりません。

本人以外の人  
が映っている  
場合はマスキ  
ング処理をす  
るなど、プラ  
イバシーに配  
慮してください。



## 8 意見等への対応(条例第10条)

設置者と管理責任者は、防犯カメラの設置と運用、画像データの取扱いに関して、市民等から意見等の申し出があったときは、迅速かつ適切に対応しなければなりません。

条例を遵守して、防犯カメラの  
適切な設置と運用に努めましょう



## 3 防犯カメラの設置手順

目的, 設置場所, 管理運用方法等を十分検討し, 地域住民の合意を得ましょう。

### 1 事前調査

- 犯罪や事故が起きている場所や、地域で不安に感じている場所を調べます。
- 防犯上の死角になっている場所がないか確認します。

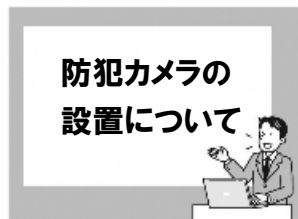
### 2 設置プラン作成

- 調査結果に基づき, 設置場所と撮影範囲を検討します。
- 設置費用・維持管理費用を確認, 検討します。
- 管理責任者と取扱者を決めます。
- 設置運用基準を作成します。



### 3 住民への説明

- 設置プランの内容を, 地域住民や関係者に説明します。
- 防犯カメラの必要性, 設置場所, 費用, 取り扱いルール等を具体的に説明し, 同意を得てください。



### 4 許可手続き

- 設置場所の所有者や管理者の同意, 許可を取得します。
- 電柱や NTT 柱に設置する場合は, 早めに管理者へ相談してください。
- 道路に設置する場合は, 事前に道路管理者へ相談してください。  
※ 電柱等の管理者の連絡先は 40 ページを参照してください。

### 5 設置運用基準の届出

- 防犯カメラを設置する日の14日前までに, 設置運用基準(15~23 ページ参照)を作成し, 市役所(危機管理部交通防犯課)に提出してください。

### 6

#### 設置工事



### 7

#### 設置後の確認と表示

- 防犯カメラの作動状況と撮影範囲を確認します。
- 「防犯カメラ作動中」等の表示看板を設置します。





# II

## 防犯カメラ設置費補助金

地域の防犯活動を補完し支援するための補助金です

この補助金は、犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の防犯活動を補完し、支援することを目的としています。

地域で起こる犯罪を防ぐために最も効果的なものは「地域の目」です。

防犯カメラを設置したから安心なのではなく、地道な防犯活動との組み合わせが必要です。



### 1 補助金の概要

#### 補助対象者

自治会  
地域づくり協議会  
商店街振興組合等

- ① 防犯活動の実績があり、今後も継続的な活動が見込まれること。
- ② 防犯カメラを設置する目的が、地域の防犯対策であること。
- ③ 防犯カメラを設置することについて、地域住民の理解が得られていること。
- ④ 防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者の承諾又は必要な許可が得られていること。
- ⑤ 防犯カメラの撮影範囲内に、やむを得ず玄関等の私的な空間が含まれる場合は、所有者又は居住者の承諾が得られていること。
- ⑥ 暴力団等と無関係であること。



#### 補助内容

1/2を補助  
上限額10万円

1団体につき年度内2台まで

- ① 補助率は補助対象経費の1/2で、防犯カメラ1台につき10万円を限度とします。(補助金額は千円未満切り捨て)
- ② 補助対象となる防犯カメラの台数は1団体あたり年度内に2台までとします。

#### 補助対象経費

機器購入費  
設置工事費  
表示看板の設置費用

- ① 保守費用、修理費用、電気代等、維持管理に係る費用は補助対象外です。
- ② 補助金交付決定前に発生した費用は、補助対象となりません。設置工事等は、必ず交付決定の後に行ってください。
- ③ 表示看板は防犯カメラ1台につき3枚まで。

**補助対象  
防犯カメラ**

道路や公園等

**公共の場所を撮影するもの  
録画装置を備えているもの**

- ① 犯罪を予防するために**公共の場所**(道路、公園等)を撮影する防犯カメラで、**録画装置**を備えていることが条件です。
- ② ごみ集積所等の**施設の管理を主たる目的とする監視カメラ**は補助対象外とします。



**遵守事項**

**違反した場合は、補助金の返還を  
求めることがあります**

- ① **条例を遵守**し、防犯カメラの適正な設置及び運用を行うこと。
- ② 防犯カメラを設置してから**5年間**は、**継続して利用**すること。
- ③ 防犯カメラを設置してから5年間は、各年度の3月末日までに、防犯カメラ運用報告書(第5号様式。26ページ参照)を市長に提出すること。
- ④ 画像データの保存期間は、記録した日から**30日以内**の期間とすること。
- ⑤ 設置工事等を暴力団等に委任し、又は請け負わせないこと。

必ず守って  
ください。



**補助金額の算出例**

例1 防犯カメラ1台 費用合計18万5千円	例2 防犯カメラ1台 費用合計25万円	例3 1か所に防犯カメラ2台 費用合計38万円
$185,000 \text{ 円} \times \text{補助率 } 1/2 = 92,500 \text{ 円} (< 10 \text{ 万円})$ <b>補助金額 92,000 円</b> (千円未満切り捨て)	$250,000 \text{ 円} \times \text{補助率 } 1/2 = 125,000 \text{ 円} (> 10 \text{ 万円})$ <b>補助金額 100,000 円</b> (上限額を交付)	(1台分の補助金額) $380,000 \text{ 円} \times 1/2 \times \text{補助率 } 1/2 = 95,000 \text{ 円} (< 10 \text{ 万円})$ <b>補助金額計 190,000 円</b> (2台分の補助金額)
※ 費用合計額に補助率を乗じた額が上限額の範囲内	※ 費用合計額に補助率を乗じた額が上限額を超える	※ 1台あたりの費用は費用合計額を按分して算出



## 2 申請から交付までの流れ

① 事前相談



② 交付申請



③ 交付決定通知



④ 設置工事



⑤ 実績報告



⑥ 補助金交付額確定通知



⑦ 請求



⑧ 交付

① 補助申請者→ 鈴鹿市  
交付申請の前に鈴鹿市交通防犯課へご相談ください。



② 補助申請者→ 鈴鹿市  
鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に以下の書類を添付して提出してください。(P11 参照)  
(1) 団体調査票(第2号様式)(P13 参照)  
(2) 条例第4条に規定する設置運用基準(P15~P23 参照)  
(3) 防犯カメラの設置場所の現況写真  
(4) 防犯カメラの設置に要する費用見積書  
(5) 防犯カメラの仕様等、概要を示した書類(カタログ等)  
(6) 設置場所の所有者・管理者の承諾、許可等が確認できる書類  
撮影範囲内に含まれる建物の所有者等の承諾が確認できる書類  
(P24, P25 参照)

③ 鈴鹿市→ 補助申請者  
補助金の交付が適当と認められる場合は交付を決定し、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書(第3号様式。以下「交付決定通知書」という。)により通知します。

④ 補助申請者  
交付決定通知書を受けたら、防犯カメラの設置を進めてください。

⑤ 補助申請者→ 鈴鹿市  
防犯カメラの設置完了後30日以内又は3月末日のいずれか早い日までに鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金実績報告書(第9号様式。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添付して提出してください。(P27 参照)  
(1) 防犯カメラの設置費用に係る領収書等収支が確認できる書類の写し  
(2) 設置した防犯カメラの現況写真  
(3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像の写し

⑥ 鈴鹿市→ 補助申請者  
実績報告書の内容を審査のうえ補助金額を確定し、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付額確定通知書(第10号様式。以下「確定通知書」という。)により通知します。

⑦ 補助申請者→ 鈴鹿市  
確定通知書を受けたら、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付請求書(第11号様式。以下「請求書」という。)を提出してください。(P28 参照)

⑧ 鈴鹿市→ 補助申請者  
請求書に指定の口座に補助金を振り込みます。



Q

ごみ集積所に監視カメラを設置したいのですが、補助金の対象になりますか？

A

施設の管理を目的とする監視カメラは補助対象外です。

ただし、道路や公園等、不特定多数の人が利用する場所を撮影し、犯罪を抑止する目的で設置する防犯カメラであれば、ごみ集積所等の一部が映っていても補助対象となる場合があります。



Q

防犯カメラの電気代も補助金の対象になりますか？

A

補助対象にはなりません。

電気代のほか、保守点検や修理など、防犯カメラの維持管理に係る費用は補助対象外です。  
また、防犯カメラの移設や撤去に係る費用、地代や占用料も補助対象にはなりません。

Q

どこまでの範囲の住民に対して説明する必要がありますか？

A

撮影範囲内に居住される方々の理解が必要です。

撮影範囲を頻繁に通行する地域住民の方々に対し、自治会等の総会や回覧などを活用した周知により合意形成を図ることで、トラブルの未然防止に努めてください。

Q

防犯カメラの設置を表示する看板の大きさや表記方法は決まっていますか？

A

特に決まりはありません。

表示看板は、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに犯罪の抑止効果を高めるために設置するものです。  
「防犯カメラ作動中」と記載するなど、防犯カメラを設置していることを明らかにし、あわせて設置者の名称（●●町自治会など）を記載してください。

**Q** 防犯カメラの設置費用はどれくらいかかりますか？

**A** 機器の種類, 設置場所等によって金額は変わります。

これまでに防犯カメラを設置した団体の事例をみると, 数万円から数十万円と様々です。

市が設置している防犯カメラは, 録画機とセットで 10 万円程度です。工事費は, 設置場所や設置方法によって異なりますので, 業者に確認してください。

**Q** 防犯カメラ設置後の維持管理費用は, 何にどれくらいかかりますか？

**A** 電気代や故障時の修理代金等が必要です。

電気代は, 防犯カメラ, 録画機, モニターを全て含めて, 年間1万円程度とお考えください。定期点検やメンテナンスを依頼する場合は, メーカーや機種によって金額が異なりますので, 事前に業者に確認してください。

**Q** 防犯カメラの性能に要件はありますか。また, 推奨する仕様はありますか？

**A** 常時録画, 夜間撮影が可能なのが要件です。

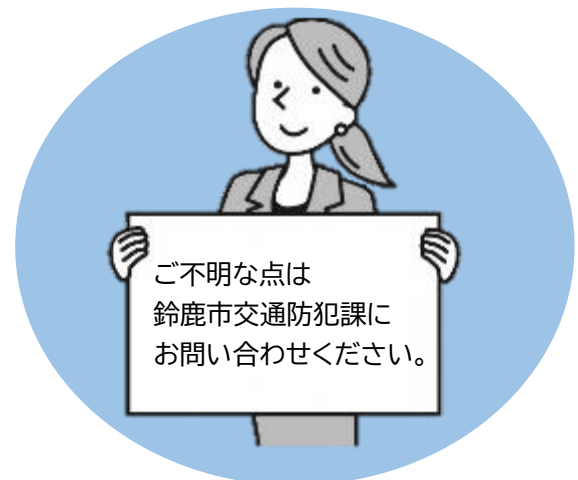
夜間撮影のためには赤外線機能が必要です。

画素数は200万画素以上で, 1秒間の記録間隔が10コマのものをお勧めします。

極端に解像度の低いものや耐久性が低いものは避けてください。

**Q** この補助事業はいつまで実施するのですか？

**A** 令和4年度から令和6年度までの3年間を予定しています。



## 4 申請書類等(記入例・作成例)

No.	書類名	様式	ページ	備考
1	鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付申請書 (記入例)	第1号様式	11	
2	団体調査票(記入例)	第2号様式	13	
3	設置運用基準届出書(記入例)	条例施行規則 第1号様式	15	条例第4条 条例施行規則第3条
4	設置運用基準(作成例)	任意様式	16	条例施行規則第3条
5	設置場所の所有者・管理者の承諾, 許可等 が確認できる書類(作成例)	任意様式	24	
6	撮影範囲内に含まれる建物の所有者, 居住 者の承諾が確認できる書類(作成例)	任意様式	25	
7	防犯カメラ運用報告書(記入例)	第5号様式	26	
8	鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金実績報告書 (記入例)	第9号様式	27	
9	鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付請求書 (記入例)	第11号様式	28	

○年 ○月 ○日

(宛先) 鈴鹿市長

申請者 団体名 **すずか町自治会**  
 代表者名 よみがな **すずか いちろう**  
**会長 鈴鹿 一郎**  
 住 所 **鈴鹿市すずか町一丁目○番○号**  
 生年月日 **○○ ○年 ○月 ○日**  
 電話番号 **XXX-XXXX-XXXX**

### 鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付申請書

防犯カメラの設置にあたり補助金の交付を受けたいので、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付要領第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 補助金交付申請額 **142,000** 円  
 2 防犯カメラ設置費用 **285,000** 円  
 3 防犯カメラ設置場所及び台数

設置場所	台数
<b>鈴鹿市すずか町一丁目○番○号 付近</b>	<b>2台</b>

#### 4 添付書類

- (1) 団体調査票（第2号様式）
- (2) 鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成28年条例第28号）第4条に規定する設置運用基準
- (3) 防犯カメラの設置場所の現況写真
- (4) 防犯カメラの設置に要する費用見積書
- (5) 防犯カメラの仕様等、概要を示した書類（カタログ等）
- (6) 鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付要領第3条第2項第4号及び第5号の承諾又は必要な許可が得られていることを確認できる書類

(注1) 補助金交付申請額は、設置費用の2分の1の額（千円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、防犯カメラ1台につき10万円を限度とする。

(注2) 防犯カメラ設置費用は、防犯カメラの購入・設置工事費用及び防犯カメラの設置を明示する看板等に係る費用の合計とする。（看板等は防犯カメラ1台につき3枚まで）

(注3) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第8条及び鈴鹿市補助金等交付規則（平成29年鈴鹿市規則第39号）第21条に基づき、この申請書の内容について、暴力団等排除のため警察署へ照会する場合があります。

<裏面に続く>

## 収支予算書

収 入		
項 目	予算額	備 考
自己資金	143,000	
補助金	142,000	
合 計	285,000	
支 出		
項 目	予算額	備 考
機器購入費	120,000	防犯カメラ 30,000 円/台×2 台 録画機 60,000 円
設置工事費	150,000	
看板設置費	15,000	2 枚
合 計	285,000	

## 誓 約 書

◆ 次の事項を確認し、守ることを誓約します。

- 1 鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成28年条例第28号）を遵守し、防犯カメラの適正な設置及び運用を行います。
- 2 防犯カメラを設置した年度から起算して5年間は、運用を続けます。
- 3 防犯カメラを設置した年度から起算して5年間は、各年度の3月末日までに、所定の様式で防犯カメラの運用状況を報告します。
- 4 画像データの保存期間は、30日以内かつ防犯カメラの有用性を配慮した日数とします。
- 5 防犯カメラの設置工事等については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者には請け負わせません。
- 6 誓約事項に虚偽があったことが判明した場合や、不正な手段によって補助金の交付を受けたことが判明した場合は、市に対して補助金を返還します。



## 団体調査票

団体名	すずか町自治会	世帯数	60 世帯
-----	---------	-----	-------

## 1 役員名簿

No.	役職名	よみがな 氏 名	生年月日	住 所
1	会長	すずか いちろう 鈴鹿 一郎	〇〇年〇月〇日	鈴鹿市すずか町一丁目〇番〇号
2	副会長	みえ たろう 三重 太郎	〇〇年〇月〇日	鈴鹿市すずか町二丁目〇番〇号
3	副会長	すずか じろう 鈴鹿 次郎	〇〇年〇月〇日	鈴鹿市すずか町二丁目〇番〇号
4	会計	みえ すずこ 三重 鈴子	〇〇年〇月〇日	鈴鹿市すずか町一丁目〇番〇号
5				

※役員が6人以上の場合は、この用紙をコピーして記載してください。

## 2 防犯活動の実施状況

項 目	防犯活動 1	防犯活動 2
活動内容 (具体的に)	PTA と協力して、登下校時に通学路 の見守り活動を行っている。	夕方から夜間にかけて、徒歩で見回り パトロールを行っている。
活動区域	〇〇〇丁目地区内	〇〇〇丁目地区内
活動開始時期	平成20年	令和2年
活動回数 活動時間	週5日 登校時45分、下校時45分	月2回 1回1時間程度
1回あたり 活動人数	約10人	約5人

※3種類以上の防犯活動を行っている場合は、この用紙をコピーして記載してください。

<裏面に続く>

3 防犯カメラを設置する理由（具体的に記載してください）

近年、不審者や子どもへの声かけ事案が発生しており、地域住民が不安を感じている。  
また、自治会として、防犯パトロールや回覧板による注意喚起を行っているが、更なる対策を求める声も多い。  
このような現状を踏まえ、犯罪を抑止し、安全で安心なまちづくりを推進するために、自治会が取り組む防犯活動に加えて、不審者等の多発する地域に防犯カメラを設置したい。

4 防犯カメラの設置に関する地域住民の理解（該当するものにチェックしてください）

団体の役員会・総会等で説明し、地域住民の理解を得ている。  
（開催日： 令和〇 年 〇 月 〇 日）

その他（具体的に記載してください）

5 暴力団非該当確認（該当するものにチェックしてください）

（鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付要領第3条第3項関係）

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団ではありません。
- 法第2条第6号に規定する暴力団員（「以下暴力団員」という。）が役員等になっている団体ではありません。
- 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められるものが役員等になっている団体ではありません。

○ 年 ○ 月 ○ 日

（宛先） 鈴鹿市長

設置者 住所又は所在地

鈴鹿市すずか町一丁目○番○号

氏名又は名称及び代表者氏名

すずか町自治会 会長 鈴鹿 一郎

電話番号

XXX-XXXX-XXXX

設置運用基準届出書

設置運用基準を定めたので、鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設置運用基準の名称	○○（団体名）防犯カメラの設置及び運用に関する基準
策定年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日
管理責任者	住所 鈴鹿市すずか町一丁目○番○号 氏名 鈴鹿 太郎 電話番号 XXX-XXXX--XXXX
設置予定台数	1 箇所 2 台

添付資料

- 1 設置運用基準
- 2 防犯カメラの設置場所、撮影対象区域及び設置の表示場所を記載した図面

## 〇〇（団体名）防犯カメラの設置及び運用に関する基準

## （趣旨）

第1条 この基準は、鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成28年鈴鹿市条例第28号）第4条の規定に基づき、〇〇（例：〇〇自治会，〇〇商店街振興組合等）（以下「設置者」という。）が公共の場所に向けて設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## （設置目的等）

第2条 防犯カメラは、△△地区における犯罪の防止又は抑止を目的とし、市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するために、設置し運用する。

2 防犯カメラの設置台数，設置場所，撮影対象区域，設置年月日は，別表に定めるとおりとする。

## （設置の表示）

第3条 防犯カメラの撮影対象区域の見えやすい場所には，設置者の名称及び「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

## （設置の手続等）

第4条 防犯カメラの設置に当たっては設置者内での意思決定を経るものとする。

2 防犯カメラの設置場所については，犯罪の防止又は抑止の効果を考慮するとともに，個人の権利利益の保護に配慮して適切な設置を行うものとする。

## （管理責任者の設置等）

第5条 防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため，管理責任者を置くものとする。

2 管理責任者には，〇〇〇（例：自治会長，商店街振興組合理事長等）をもって充てる。

3 管理責任者は，防犯カメラの操作を行う取扱者を指定するものとする。

4 取扱者には，△△△（例：自治会役員，商店街振興組合理事等）を指定する。

5 管理責任者及び取扱者以外の者は，操作を行ってはならない。ただし，緊急かつやむを得ない場合は，管理責任者及び取扱者以外の者であっても管理責任者の許可を得て操作を行うことができる。

6 前項の規定により，防犯カメラの操作を行った者は，その内容について管理責任者に報告しなければならない。

## （設置者等の責務）

第6条 設置者、管理責任者及び取扱者（前条第5項ただし書の規定により操作を行うものも含む。以下「設置者等」という。）の責務は、次のとおりとする。

- (1) 市民等がその承諾なしにその容貌又は姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び運用並びに画像データの取扱いに関し、必要な措置を図らなければならない。
- (2) この基準を遵守しなければならない。
- (3) 画像データから知ることができた市民等の情報を他に漏らし、又は不当な目的のため使用してはならない。設置者等でなくなった後も、同様とする。

（画像データの利用及び提供の制限）

第7条 防犯カメラの画像データは、次に掲げる場合を除くほか、設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- (1) 画像データから識別される特定の個人の同意がある場合
- (2) 法令又は条例に基づく場合
- (3) 市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

2 防犯カメラの画像データの提供を行おうとするときは、画像データの提供を求める者からの身分証明等の提出を求めて確認を行うとともに、提供の必要性を検討するものとし、画像データを提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像データの内容等を記録するものとする。

（画像データの適正管理）

第8条 防犯カメラの画像データの漏えい、滅失、毀損、流出及び改ざんの防止その他の画像データの適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像データを複製し、印刷し、又は加工しないこと。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- (2) 画像データを表示し、又は保存する場合において、電気通信回線に接続している電子計算機を使用するときは、安全対策の措置を講ずること。
- (3) 画像データの記録した媒体は、設置者等があらかじめ定める防護された場所で厳重に管理し、前条第1項で定める場合を除き、外部に持ち出さないこと。
- (4) 画像データの保存期間は、法令に基づく手続により照会を受けた場合などを除き、**〇〇日（記録した日から30日以内で設置者が定める期間）**とし、保存期間を経過した画像データは消去、記録された媒体の破碎その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

(画像データの開示)

第9条 画像データの保存期間内に、画像データの開示を希望する者があったときの手続及び方法は、別に定める。

(意見等への対応)

第10条 防犯カメラの設置及び運用並びに画像データの取扱いに関する意見や問い合わせを受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、設置者が別に定める。

附 則

この基準は、 ○○年○○月○○日から実施する。



別 表

No.	設置台数	設置場所	撮影対象区域	設置年月日
1	○台	○○町△番地 地先	別紙○図面のとおりに	年 月 日
2				
3				

## 外部提供・開示に際してのチェックリスト

1	設置運用基準に定められた理由に当てはまっているか？（第7条関係）
	<input type="checkbox"/> ア 画像データから識別される特定の個人の同意がある場合
	<input type="checkbox"/> イ 法令又は条例に基づく場合
	<input type="checkbox"/> ウ 市民等の生命，身体又は財産を保護するため，緊急かつやむを得ないと認められる場合
2	<input type="checkbox"/> 防犯カメラ撮影画像データ開示請求書に不備はないか。（第9条関係）
3	<input type="checkbox"/> 相手方の身分証明書等の確認を行ったか。
4	外部提供方法
	<input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> ハードディスク <input type="checkbox"/> その他（                      ）

## 画像データの開示手続及び方法

〇〇（団体名）防犯カメラの設置及び運用に関する基準第9条に規定する画像データの開示手続及び方法等は次のとおりとする。

### 1 開示請求の手続き

画像データの開示を希望する者（以下「請求者」という。）は、防犯カメラ撮影画像データの開示請求書（別紙）を管理責任者に提出しなければならない。

### 2 個人情報画像の開示

- (1) 管理責任者及び取扱者は、自己の画像データの開示請求があったときは、請求者本人が防犯カメラに写っていることを確認したうえで、速やかに請求者に対して開示するものとする。
- (2) 開示する内容に、請求者以外の者の画像が含まれている場合は、その部分を容易に分離することができ、かつ分離することにより開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該部分を除いて、開示することができる。

### 3 本人以外からの個人情報画像の開示請求

管理責任者及び取扱者は、自己以外の画像データの開示請求があったときは、〇〇（団体名）防犯カメラの設置及び運用に関する基準第7条第1項に規定する場合を除き、第三者に画像データを提供してはならない。

### 4 開示請求に対する決定

管理責任者及び取扱者は、防犯カメラ撮影画像データの開示請求書が提出された場合は、不備がないか確認し、開示請求のあった日から15日以内に開示又は非開示の決定を行うものとする。ただし、それによりがたい場合には、30日を限度として延長することができる。この場合においては、請求者に対して速やかに延長の理由及び期間を書面にて通知するものとする。

### 5 開示の実施

- (1) 画像データの開示にあたっては、管理責任者及び取扱者、本人立会いのもとで閲覧により行うものとする。
- (2) 閲覧にかかる手数料については、無料とする。ただし画像データの交付を記録媒体（DVD、ハードディスク等）で受ける場合には、請求者に対し実費分を請求できるものとする。

管理責任者 宛

## 防犯カメラ撮影画像データの開示請求書

私は、防犯カメラに記録された画像データを閲覧したいので、下記のとおり申請します。なお、閲覧にあたり、これを下記の目的以外には使用しないことを誓います。

## 記

請求者	住所	
	氏名	
	電話番号	
閲覧画像の範囲	設置場所：  年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分までの画像データ等	
申請理由・目的		
備考		

防犯カメラの設置場所, 撮影対象区域及び設置の表示場所を記載した図面



- 防犯カメラの設置場所
- ▶ 撮影対象区域
- 設置の表示場所

(参考様式)

作成例

土地（建物）使用承諾書

年 月 日

(宛先)

団体名

代表者 様

承諾者 住 所

氏 名

貴団体が防犯カメラを設置するにあたり、私が所有する下記の土地（建物）を使用することを承諾します。

記

土地（建物）の所在地

鈴鹿市



(参考様式)

作成例

## 防犯カメラ設置に関する承諾書

年 月 日

(宛先)

団体名

代表者 様

承諾者 住 所

氏 名

貴団体が下記のとおり防犯カメラを設置することを承諾します。

### 記

1 設置場所 鈴鹿市

2 設置台数 台

○年 ○月 ○日

(宛先) 鈴鹿市長

報告者	団体名	すずか町自治会
	氏名・役職	鈴鹿 一郎・自治会長
	住所	鈴鹿市すずか町一丁目○番○号
	電話番号	XXX-XXXX-XXXX

### 防犯カメラ運用報告書

○○年度中の防犯カメラの運用状況について、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付要領第8条第3号の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

1 設置年度 令和 ○ 年度

2 設置場所及び台数  
鈴鹿市すずか町一丁目○番○号 / 2台

3 機器の作動状況 (該当に○)

(1) 故障の有無, 内容

あり ( ) ・ なし

(2) 保守点検・修理の有無, 内容

あり (業者による機器点検 1回) ( ) ・ なし

4 データ外部提供の有無, 内容 (該当に○)

あり ( ) ・ なし

防犯カメラ管理責任者
氏名 鈴鹿 太郎
電話番号 XXX-XXXX-XXXX

○年 ○月 ○日

(宛先) 鈴鹿市長

申請者	団体名	すずか町自治会
	代表者名	会長 鈴鹿 一郎
	住所	鈴鹿市すずか町一丁目○番○号
	電話番号	XXX-XXXX-XXXX

### 鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金実績報告書

○○○年 ○月 ○日付け鈴交第 ○号で交付決定を受けた事業の実績について、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付要領第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

#### 記

1 補助金交付決定額                    142,000 円

2 設置を完了した日                    ○○年 ○月 ○日

#### 3 添付書類

- (1) 防犯カメラの設置費用に係る領収書等収支が確認できる書類の写し
- (2) 設置した防犯カメラの現況写真
- (3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

記入例

○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 鈴鹿市長

申請者 団体名 **すずか町自治会**

代表者名 **会長 鈴鹿 一郎**

住 所 **鈴鹿市すずか町一丁目○番○号**

電話番号 **XXX-XXXX-XXXX**

### 鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付請求書

○○ 年 ○ 月 ○ 日付け鈴交第 ○○ 号で交付額確定通知のあった鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金について、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付要領第 1 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

#### 記

1 請求額 **1 4 2, 0 0 0** 円

2 振り込み依頼先口座

口座振込先 金融機関	○○○○	<b>銀行</b> 農協 金庫	○○○○	本店 <b>支店</b> 出張所
口座種別	<b>普通</b> 当座	口座番号	<b>XXXXXXXXX</b>	
フリガナ	<b>スズカチョウジチカイカイケイ</b>			
口座名義人	<b>すずか町自治会会計</b>			



## 資料編

No.	資料名	ページ
1	鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例	30
2	鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則	33
3	鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付要領	35
4	「三重県防犯カメラ設置ガイドブック～防犯カメラ設置のススメ～」のご紹介	39
5	相談・問い合わせ先	40

(目的)

**第1条** この条例は、防犯カメラの設置及び運用に関し遵守すべき事項その他の必要な事項を定めることにより、市民等の権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置(犯罪の予防を従たる目的として設置されるものを含む。)であって、録画装置を備えるものをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 画像データ 防犯カメラにより記録された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)であって、画像として表示することにより特定の個人を識別することができるものをいう。
- (4) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する道路、公園その他規則で定める場所をいう。

(基本原則)

**第3条** 防犯カメラを設置し、及び運用するものは、市民等がその承諾なしにその容貌又は姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び運用並びに画像データの取扱いに関し、適切な措置を講じなければならない。

(設置運用基準の届出)

**第4条** 次に掲げるものは、公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするときは、規則で定めるところにより、防犯カメラの設置及び運用に関する基準(以下「設置運用基準」という。)を定め、これを市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 市
- (2) 市から事務又は事業の委託を受けたもの及び市から指定を受けた地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (3) 自治会その他の地域的な市民活動を行う団体
- (4) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づく商店街振興組合及びこれに準ずる団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(管理責任者の設置等)

**第5条** 前条各号に掲げるもので公共の場所に向けて防犯カメラを設置するもの(以下「設置者」という。)は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置かななければならない。

- 2 管理責任者は、公共の場所に向けて設置する防犯カメラの操作を行うべき者(以下「取扱者」という。)を指定しなければならない。
- 3 管理責任者及び取扱者以外の者は、公共の場所に向けて設置する防犯カメラの操作を行うこと

ができない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、管理責任者の許可を得て操作を行うことができる。

(表示)

**第6条** 設置者は、公共の場所に向けて設置する防犯カメラにより撮影する区域内の見やすい場所に、当該防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示しなければならない。

(設置者等の義務)

**第7条** 設置者、管理責任者及び取扱者(第5条第3項ただし書の規定により操作を行う者を含む。以下「設置者等」という。)は、第3条の基本原則に則り、防犯カメラの適正な設置及び運用を図らなければならない。

2 設置者等は、設置運用基準を遵守しなければならない。

3 設置者等は、画像データから知ることができた市民等の情報を他に漏らし、又は不当な目的のため使用してはならない。設置者等でなくなった後も、同様とする。

(画像データの適正な取扱い)

**第8条** 設置者等は、次に掲げる場合を除くほか、画像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(1) 画像データから識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意がある場合

(2) 法令又は条例に基づく場合

(3) 市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

2 設置者等は、画像データの漏えい、滅失、毀損、流失及び改ざんの防止その他の画像データの適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像データを複製し、印刷し、又は加工しないこと。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(2) 画像データを表示し、又は保存する場合において、電気通信回線に接続している電子計算機を使用するときは、安全対策の措置を講ずること。

(3) 画像データを記録した媒体は、設置者等があらかじめ定める防護された場所で厳重に管理し、前項の規定による場合を除き、外部に持ち出さないこと。

(4) 規則で定める保存期間を経過した画像データは、消去、記録された媒体の破砕その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

(画像データの開示)

**第9条** 設置者及び管理責任者は、本人から自己の画像データの開示を求められたときは、当該本人に対し、必要と認められる範囲内で当該画像データを開示するよう努めなければならない。

(意見等への対応)

**第10条** 設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用並びに画像データの取扱いに関して市民等から意見等の申出があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の規定による対応に関して市民等から意見等の申出があったときは、設置者等に対して迅速かつ適切に対応するよう求めるものとする。

(報告及び勧告)

**第11条** 市長は、必要があると認めるときは、設置者又は管理責任者に対し、公共の場所に向けて設置する防犯カメラの設置及び運用の状況並びに当該防犯カメラにより記録された画像データ

の取扱いの状況について報告を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、第4条から第8条までの規定に違反する行為があると認めるときは、設置者及び管理責任者に対し、規則で定めるところにより、当該違反する行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

**第12条** 市長は、前条第2項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたものが正当な理由なく勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けたものに対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(市が設置した防犯カメラの画像データの取扱い)

**第13条** 市が設置した防犯カメラの画像データの取扱いについては、第8条第1項及び第9条の規定にかかわらず、鈴鹿市個人情報保護条例(平成15年鈴鹿市条例第36号)に定めるところによる。

(委任)

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に公共の場所に向けて防犯カメラを設置しているもので、第4条各号のいずれかに該当するものは、設置運用基準を定め、この条例の施行の日から起算して3月以内にこれを市長に届け出なければならない。



改正

令和3年3月23日規則第6号

令和3年9月24日規則第44号

(趣旨)

**第1条** この規則は、鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成28年鈴鹿市条例第28号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共の場所)

**第2条** 条例第2条第4号の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 市が設置し、又は管理する施設
- (2) 道路に準ずる通路
- (3) 広場
- (4) ごみ集積所

(設置運用基準に定める事項等)

**第3条** 条例第4条前段の設置運用基準には、次に掲げる事項について定めなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 防犯カメラの設置台数
- (3) 防犯カメラの設置場所
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域
- (5) 防犯カメラの設置年月日
- (6) 防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称の表示に関する事項
- (7) 設置者、管理責任者及び取扱者に関する事項
- (8) 管理責任者の責務に関する事項
- (9) 画像データの保存期間、保存方法及び破棄方法
- (10) 画像データの利用及び提供に関する事項
- (11) 画像データの開示に関する事項
- (12) 市民等からの意見等への対応に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適正な設置及び運用に必要な事項

2 条例第4条前段の規定による届出は、設置者が当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日の14日前までに、設置運用基準届出書(第1号様式)により行うものとする。

3 条例第4条後段の規定による届出は、設置者が同条の規定により届け出た内容を変更しようとする日の14日前までに変更後の設置運用基準に設置運用基準変更届出書(第2号様式)を添えて、行うものとする。

(設置運用基準の廃止の届出)

**第4条** 設置者は、設置運用基準に定める全ての防犯カメラを廃止したときは、その廃止した日から14日以内に設置運用基準廃止届(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(画像データの保存期間)

**第5条** 条例第8条第2項第4号の規則で定める保存期間は、画像データを記録した日から30日を超えない範囲内において設置者が定める期間とする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(勧告)

**第6条** 条例第11条第2項の規定による勧告は、防犯カメラの設置及び運用に関する勧告書(第4号様式)により行うものとする。

(公表)

**第7条** 条例第12条第1項の規定による公表(以下「公表」という。)は、次に掲げる事項を市のホームページに掲載して行うものとする。

(1) 条例第11条第2項の規定による勧告に従わなかったものの住所又は所在地及び氏名又は名称及び代表者の氏名

(2) 事実の経緯

2 市長は、公表を行うときは、その公表を行う日の30日前までに防犯カメラの設置及び運用に関する公表通知書(第5号様式)により、設置者又は管理責任者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けたものは、当該通知の内容に対して意見があるときは、公表を行う日の10日前までに意見書を市長に提出するものとする。

(補則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年3月23日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の各規則の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この規則の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。

#### 附 則 (令和3年9月24日規則第44号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

## 鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の防犯活動を補完し、支援するため、防犯カメラを設置する団体に対し交付する鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金(以下「補助金」という。)に関し、鈴鹿市補助金等交付規則(平成29年3月31日規則第39号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置であって、録画装置を備えるものをいい、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する道路、公園等の公共の空間を撮影するためのものであること。

イ 夜間の撮影が可能なものであること。

ウ 常時録画が可能なものであること。

(2) 防犯活動 登下校時の子どもの見守りや夜間パトロールなど、団体の自主的な取り組みとして行う活動をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

(1) 自治会

(2) 地域づくり協議会

(3) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づく商店街振興組合及びこれに準ずる団体

(4) その他市長が認める団体

2 補助対象者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えていなければならない。

(1) 防犯活動の実績があり、今後も継続的な活動が見込まれること。

(2) 防犯カメラを設置する目的が、地域の防犯対策であること。

(3) 防犯カメラを設置することについて、地域住民の理解が得られていること。

(4) 防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者の承諾又は必要な許可が得られていること。

(5) 防犯カメラの撮影範囲内に、やむを得ず玄関等の私的な空間が含まれる場合は、所有者又は居住者の承諾が得られていること。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員等になっている団体

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められるものが役員等になっている団体

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用とする。

(1) 防犯カメラの購入に要する費用

(2) 防犯カメラの設置工事に要する費用

(3) 防犯カメラの設置を明示する看板等の購入及び設置に要する費用(防犯カメラ1台につき

3枚を限度とする)

2 次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) 防犯カメラの保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費用
- (2) 防犯カメラの移設及び撤去に要する費用
- (3) 地代及び占用料
- (4) その他市長が補助対象経費として不相当と認める費用  
(補助金の額等)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、防犯カメラ1台につき10万円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 一の補助対象者が補助金の交付を受けることができる防犯カメラの台数は、当該年度において2台までとする。

(交付の申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 団体調査票（第2号様式）
- (2) 鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成28年条例第28号。以下「条例」という。）第4条に規定する設置運用基準
- (3) 防犯カメラの設置場所の現況写真
- (4) 防犯カメラの設置に要する費用見積書
- (5) 防犯カメラの仕様等、概要を示した書類（カタログ等）
- (6) 第3条第2項第4号及び第5号の承諾又は必要な許可が得られていることを確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類  
(交付の決定及び決定の通知等)

**第7条** 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付を決定し、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助金の交付を不相当と認めるときは、その理由を鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、交付の決定に際し、条件を付すことができる。

(遵守事項)

**第8条** 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助申請者（以下「設置者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 条例を遵守し、防犯カメラの適正な設置及び運用を行うこと。
- (2) 防犯カメラを設置した年度から起算して5年間は、その利用を継続すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (3) 防犯カメラを設置した年度から起算して5年間は、各年度の3月末日までに、防犯カメラ運用報告書（第5号様式）を市長に提出すること。
- (4) 画像データの保存期間は、防犯カメラの有用性を配慮した日数とすること。ただし、画像データを記録した日から起算して30日以内の期間とすること。
- (5) 第4条に規定する設置工事等について、法に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に、その全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。

(申請内容の変更)

**第9条** 設置者は、補助金の交付の決定通知を受けた後において、第6条第1項の申請に係る内容を変更しようとするときは、直ちに鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金変更承認申請書(第6号様式。以下「変更承認申請書」という。)に第6条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更のない書類については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付決定変更通知書(第7号様式)により、変更を不相当と認めるときは、その理由を鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金変更不承認通知書(第8号様式)により設置者に通知するものとする。

(実績報告)

**第10条** 設置者は、防犯カメラの設置が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は交付を決定した日が属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金実績報告書(第9号様式。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置費用に係る領収書等収支が確認できる書類の写し
- (2) 設置した防犯カメラの現況写真
- (3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

**第11条** 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付額確定通知書(第10号様式)により設置者に通知するものとする。

(補助金の交付)

**第12条** 設置者は、前条の通知を受けたときは、速やかに鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付請求書(第11号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書が提出されたときは、速やかに設置者に対して補助金を交付するものとする。

(帳簿等の備え付け)

**第13条** 設置者は、防犯カメラの設置に係る帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、設置完了後5年間保管しておかななければならない。

(検査等)

**第14条** 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、設置者に必要な報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

**第15条** 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要領又は補助金の交付の決定をするときに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第3条第3項各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 前条第1項の報告を拒否したとき又は同条第2項の検査に協力しなかったとき。
- (6) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(予算が不足する場合の措置等)

**第 16 条** 市長は、補助申請受付期間中に補助金交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、受付を中止することができる。この場合には、あらかじめ市のホームページ等で周知するものとする。

(委任)

**第 17 条** この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別にこれを定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

## 「三重県防犯カメラ設置ガイドブック～防犯カメラ設置のススメ～」のご紹介

三重県では、安全で安心なまちづくりを推進するため「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を分かりやすく解説し、その効果的な設置方法や設置手順を説明した「三重県防犯カメラ設置ガイドブック～防犯カメラ設置のススメ～」を作成しています。

三重県ホームページでご覧になれますので、参考にしてください。(鈴鹿市危機管理部交通防犯課の窓口でもコピーをお渡しできます)

### 1 内容

このガイドブックは、安全で安心なまちづくりを推進する取り組みとして、県内の各市町、自治会等による防犯カメラの設置を促進することを目的として、ガイドラインの内容や設置の手順、具体的な設置例などを詳しく解説しています。

### 2 項目

- (1) はじめに
- (2) 「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」って何？
- (3) 防犯カメラって何？
- (4) 画角って何？
- (5) 照度って何？
- (6) 防犯カメラの設置例(商店街, 駐輪場・公園・通学路, 駐車場)
- (7) 防犯カメラを設置する手順
- (8) 防犯カメラにメンテナンス
- (9) おわりに
- (10) 「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」本文

### 3 URL <http://www.pref.mie.lg.jp/BOUHAN/>



## 相談・問い合わせ先

<b>■ 補助金申請に関すること</b>	
〒513-8701 鈴鹿市神戸 1-18-18 鈴鹿市役所 本館 5 階 鈴鹿市危機管理部 交通防犯課	059-382-9022
<b>■ 設置場所・犯罪発生状況に関すること</b>	
〒510-0237 鈴鹿市江島町 3446 鈴鹿警察署 生活安全課	(代)059-380-0110
<b>■ 電柱への設置に関すること</b>	
◎中部電力柱 〒513-0834 鈴鹿市庄野羽山 4-19-22 中部電力パワーグリッド株式会社 鈴鹿営業所 契約サービス課	059-367-3711
◎NTT柱 〒514-0033 津市丸之内 28-38 NTT津丸之内ビル 2 棟 2F 株式会社NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 第二ユニット第四グループ	059-223-6267
<b>■ 道路への設置に関すること</b>	
◎市道 〒513-8701 鈴鹿市神戸 1-18-18 鈴鹿市役所 本館 8 階 鈴鹿市土木部 土木総務課	059-382-9021
◎県道 〒513-0809 鈴鹿市西条 5-117 鈴鹿庁舎 3 階 三重県鈴鹿建設事務所 総務・管理室（管理課）	059-382-8683
◎国道 1 号線 〒510-0885 四日市市日永 4-1-16 国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 四日市国道維持出張所	059-345-2516
◎国道 23 号線 〒514-0002 津市島崎町 315 国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 津国道維持出張所	059-228-6990
<b>■ 公園への設置に関すること</b>	
〒513-8701 鈴鹿市神戸 1-18-18 鈴鹿市役所 本館 10 階 鈴鹿市都市整備部 市街地整備課	059-382-9025